

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

2021年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第1号

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則

神戸市看護大学学則（2019年4月学則第1号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p><u>(地域連携教育・研究センター)</u></p> <p>第5条 本学に、<u>地域連携教育・研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>地域連携教育・研究センター</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 本学に事務局長、学生部長<u>及び図書情報センター長</u>を置き、必要に応じ、副学長を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>(学長等の職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(いちかんダイバーシティ看護開発センター)</u></p> <p>第5条 本学に、<u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>、図書情報センター長及びいちかんダイバーシティ看護開発センター長</u></p> <p>6 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター長は、いちかんダイバーシティ看護開発センターに関する所掌事務を掌理する。</u></p>

附 則

この学則は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。